

社会福祉法人つくりっこの家 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つくりっこの家（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 各評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 理事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 4 全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 5 常勤役員の報酬月額は、別表2に定める額とする。
- 6 非常勤役員の報酬は、別表3に定める額とする。
- 7 評議員選任・解任委員の報酬は、別表4に定める額とする。
- 8 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(費用弁償)

第4条 この法人は、役員、評議員及び評議員選任・解任委員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、それにかかる旅費等を支給することができる。

	運賃	宿泊料
旅費	実費	甲地 11,000円 乙地 10,000円

※甲地とは、政令指定都市とし、乙地とは、甲地以外の地をいう。

※宿泊先及び宿泊料の指定を受けた場合、本表の宿泊料を上回る時は、指定を受けた額に達するまで宿泊料を増額し、指定を受けた額が本表の宿泊料未満の場合は、指定額を支給するものとする。

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則して支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(支給の方法)

第6条 別表2に定める常勤役員の月額報酬は、毎月10日に支払うものとする。ただし、支給日が土日、祝日の場合は、職員給与規程に準じて支給する。

- 2 非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等並びに常勤役員の旅費は、その都度支払う。
- 3 非常勤役員のうち、理事長の報酬については、翌月10日に支払うものとする。ただし、支給日が土日、祝日の場合は、職員給与規定に準じて支給する。

(支給の形態)

第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(細則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日より適用する。

令和5年3月1日 一部改正

令和5年12月1日 一部改正

別表1（評議員の報酬）

	日額
評議員会への出席	3,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000 円

※報酬額は源泉徴収後の額

※同日にあわせて行った場合、併給はしないものとする。

別表2（常勤役員の報酬）

(1)月額報酬

役職名	月額
理事長	100,000 円

※報酬額は源泉徴収後の額

別表3（非常勤役員の報酬）

(1)月額報酬

役職名	月額
理事長	100,000 円

※報酬額は源泉徴収後の額

(2)理事

	日額
理事会への出席	3,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000 円

※報酬額は源泉徴収後の額

※同日にあわせて行った場合、併給はしないものとする。

(3)監事

	日額
理事会、評議員会への出席	3,000 円
監事監査指導	3,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000 円

※報酬額は源泉徴収後の額

※同日にあわせて行った場合、併給はしないものとする。

別表4（評議員選任・解任委員の報酬）

	日額
評議員・選任解任委員会への出席	3,000 円